**年度（　　　年分）　市民税・県民税申告書**

**（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）**

**伊豆の国市長　あて**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **賦課期日現在住所**  **（１月１日住所）** | **伊豆の国市** | **電話番号** |  |
| **氏名** | ㊞ | **生年月日** | **大正・昭和・平成・令和**  **年　　　月　　　日** |
| **代理人** | 続柄（　　　　） | **電話番号** |  |

**１．Ａ・Ｂのうち、該当する方に〇を付けてください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **Ａ** | 所得税の確定申告書に記載した、上場株式等に係る配当所得等および上場株式等に係る譲渡所得について、**市民税・県民税においては、全て申告不要制度を選択します。** |
| **Ｂ** | 所得税の確定申告書に記載した、上場株式等に係る配当所得等および上場株式等に係る譲渡所得について、**市民税・県民税においては、下記の所得として申告します。**   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  |  |  | 住民税の源泉徴収税額 | | 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 | | 分離課税分 | 円 | 円 | | 上場株式等の譲渡所得等 | | 円 | 円 | |

**２．添付書類**

・確定申告書の写し

・配当所得等、譲渡所得等および住民税源泉徴収税額がわかる内訳書の写し（特定口座取引報告書など）

**注意事項**

・この申告を行う場合は、**市民税・県民税納税通知書が送達される前に申告する必要**があります。

・特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得を申告不要とすることはできません。

・対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315％（復興特別所得税分含む）と住民税5％の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものとなります。（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）

・各表の住民税の源泉徴収額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判別がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

**・申告不要を選択した場合、配当割・株式等譲渡割の税額控除・還付はありません。**